



介護保険ガイド

● 介護保険広報シリーズ⁶⁹ ●
介護保険関係の所得控除

今回は、所得税・住民税の医療費控除の対象となる介護保険サービスや、その他の介護保険に関係のある所得控除についてご紹介します。

介護保険サービスの利用に係る費用

医療費控除対象額

介護保険サービスごとに、医療費控除の対象となる金額が決められており、医療費控除できる金額は、1月から12月までの1年間に支払った医療費が対象です。

対象となるサービスをご利用の場合、費用を支払った際に受け取る領収書に医療費控除対象額が記載されていますのでご確認ください。

サービスの種類（介護予防を含む）		医療費控除の対象となる範囲		
在宅サービス	医療系	①訪問看護 ②訪問リハビリテーション ③居宅療養管理指導	サービス費の自己負担分	
		④通所リハビリテーション	サービス費の自己負担分と食費	
		⑤短期入所療養介護	サービス費の自己負担分と食費、滞在費	
	福祉系	⑥訪問介護（生活援助中心型を除く） ⑦訪問入浴介護 ⑧通所介護・認知症対応型通所介護 ⑨小規模多機能型居宅介護 ⑩短期入所生活介護	サービス費の自己負担分	※①～⑤のサービスと併せて利用する場合のみ、医療費控除の対象。
		施設サービス	⑪介護老人保健施設 ⑫介護療養型医療施設	サービス費の自己負担分と食費、居住費
⑬介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）			サービス費の自己負担分と食費、居住費のそれぞれ2分の1の額。旧措置入所者は対象外。	

※高額介護サービス費の払い戻しを受けた場合は、払い戻し金額を差し引いた残りの金額が対象。

（⑬は高額介護サービス費の払い戻し金額を差し引いた残りの金額の2分の1）

※交通費は通常必要と認められる分が対象。

※日常生活費、特別なサービス費用、特別な食事・居住費は対象外。

※①～⑤の医療系サービスは支給限度額を超えた自己負担分も対象となるが、⑥～⑩の福祉系サービスは支給限度額を超えた自己負担分は対象外。

◎ **医療費控除 = 医療費控除の対象額 - (10万円または総所得金額などの合計の5%のいずれか少ない額)**

◆ 寝たきりの場合のおむつ代の医療費控除の取り扱い

傷病によりおおむね6カ月以上寝たきりで医師の治療を受けている場合に、おむつを使う必要があると認められれば、医療費控除の対象になります。（医師の発行する「おむつ使用証明書」が必要です。）また、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降で、要介護認定などを受けている人は、黒潮町の交付する「確認書」で代用できます。「確認書」については介護保険担当係へお問い合わせください。

要介護認定を受けている方

障がい者控除

65歳以上の要介護1～5の認定者で知的障がい者・身体障がい者に準ずると黒潮町長が認めた場合は、障がい者控除の対象となります。障がい者控除を受けるためには、障がい者控除対象者認定が必要ですので、介護保険担当係へ申請してください。

介護保険料

社会保険料控除

介護保険料を控除できる金額は、1月から12月までの1年間に納めた金額が対象です。

納め方	社会保険料控除が受けられる方
特別徴収 (年金から納めている)	被保険者本人のみ
普通徴収 (納付書や口座振替で納めている)	被保険者本人、または本人の代わりに介護保険料を支払った生計を同じくする家族

介護保険料は大切な財源です。納付期限までにお納めを ～安心で便利な口座振替を!～

【お問い合わせ】 本庁 健康福祉課 介護保険係 ☎43-2116(直通)

冬季の省エネキャンペーン

11月から3月までの期間は、エネルギー消費が増加する季節です。暖房中の室温を適切に調整するなど、省エネルギー対策を実践しましょう。

また、この冬は、四国管内でも電力不足が心配されていますので、節電へのご協力をお願いします。

〈空調〉

- 暖房中の室温は、原則住宅においては20℃、ビルにおいては19℃とする。
 - 暖房効果を高めるため、こまめにエアコンのフィルターの掃除をする。
 - エアコンを購入するときは、省エネラベルを確認し、省エネルギー性能が高いものを選ぶ。
- ※ガス・石油ストーブを使用する時は、換気に注意しましょう。

〈照明〉

- 不要な照明はこまめに消す。
- 支障のない範囲で、照明の間引きに努める（特に通路や窓際）。
- 照明器具を購入するときは、省エネ型の電球形蛍光灯やLED電球などを選ぶ。

〈電力消費機器〉

- エレベーターやエスカレーターの運転台数削減などに努める。
- 電気ポット、パソコンなどを使わないときには、こまめに電源を切る。
- 冷蔵庫は、扉の開閉回数を減らしたり、食品を詰め込み過ぎないようにする。
- 購入するときは、省エネルギー性能の高い機器を選択する。

〈運輸・交通〉

- できる限り、鉄道、バスなどの公共交通機関を利用し、近くへは徒歩や自転車で移動する。
- 自動車を利用する場合は、エコドライブ（ふんわりアクセル、早めのアクセルオフ、アイドリングストップなど）を心がける。

家庭の省エネ大事典

検索

<http://www.eccj.or.jp/dict/>

家庭・オフィスで「家庭の省エネ大事典2011年版」を活用し、より一層の省エネを実践しましょう!!



環境キャラクター「エコくん。」

【お問い合わせ】 本庁 住民課 環境保全係 ☎43-2800 (直通)